

福岡県公報

令 和 4 年 3 月 1 日
第 278 号

目 次

告 示 (第159号 - 第175号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の再開	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名(名称)の変更	(保護・援護課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
公 告		
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	7
○一般競争入札の実施	(情報政策課)	8

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	12
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(生活衛生課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	13
○令和4年度技能検定(前期)の公示について	(職業能力開発課)	13
○令和4年度技能検定(随時実施)の公示について	(職業能力開発課)	15
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	17

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	18
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	18
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(警察本部生活保安課)	(警察本部生活保安課)	19
○意見募集の結果の公示	(警察本部警務課)	20
○福岡武道館の管理、運営に関する規則等の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	20
○筑豊自動車運転免許試験場技能試験コースの使用許可手続等に関する規程の一部を改正する告示	(警察本部警務課)	22

告 示

福岡県告示第159号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	一般 国道	385号	前	那珂川市片縄北四丁目636番4先から 那珂川市片縄北四丁目649番1先まで	22.0 ～ 22.0	38.2
			後	那珂川市片縄北四丁目636番4先から 那珂川市片縄北四丁目649番1先まで	22.0 ～ 40.0	

福岡県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
那 珂	385号	那珂川市片縄北四丁目636番4先から 那珂川市片縄北四丁目649番1先まで

福岡県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
飯 塚	県 道	豆 田 築 線	前	嘉穂郡桂川町大字豆田 445番1先から 嘉穂郡桂川町大字土居 820番5先まで	7.0 ～ 18.7	767.3	
			後	嘉穂郡桂川町大字豆田 445番1先から 嘉穂郡桂川町大字土居 820番5先まで	7.0 ～ 18.7		
			後	嘉穂郡桂川町大字豆田 445番1先から 嘉穂郡桂川町大字土居 363番7先まで	14.5 ～ 40.5	1,669.3	うち一般国道200号重用延長389.3メートル

福岡県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	飯 江 長 田 線	みやま市瀬高町大草1081番8先から みやま市瀬高町長田468番2先まで

福岡県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	朝 倉 小石原 線	朝倉市黒川3802番1先から 朝倉市黒川3819番3先まで

福岡県告示第164号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 4 年 3 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
柳生129	大熊泌尿器科医院	柳川市本町131-4	R 3・10・18
宗遠生30	浦野のりこ整形外科医院	遠賀郡水巻町頃末北四丁目2-8	R 4・1・1
豊生86	医療法人社団豊和会さくら心のケアクリニック	豊前市大字赤熊1359番3	R 4・2・1
粕生歯80	アロハ歯科・小児矯正歯科クリニック	糟屋郡粕屋町大字酒殿192-1イオンモール福岡2階	R 4・1・4
粕生歯79	つつみ歯科医院	糟屋郡須恵町大字須恵769-3	R 4・1・1
像生歯83	うりゅう赤間駅前ファミリー歯科医院	宗像市赤間駅前一丁目4-1 トリアビル4F	R 4・1・24
古生歯80	大塚デンタルクリニック	古賀市花見南二丁目23-1	R 4・1・1
糸島地生歯58	みなと歯科クリニック	糸島市前原駅南二丁目2-1 J A ポルタ2階	R 4・1・6
直生歯90	園田歯科医院	直方市大字植木228-8	R 3・9・1

直生歯91	あかま歯科クリニック	直方市大字感田1887番地13	R 3・12・1
粕生薬189	コスモス薬局 須恵店	糟屋郡須恵町大字旅石872-1	R 4・1・1
筑生薬60	山の井調剤薬局	筑後市大字山ノ井803-2	R 4・1・4
直生薬104	ブラナス調剤薬局	直方市湯野原二丁目15番16号	R 3・12・1
豊生薬37	藤本調剤薬局 八屋店	豊前市大字赤熊1366-9	R 4・2・1
行生薬88	かわかみ薬局行橋厚生病院前店	行橋市大字大野井619番6	R 3・12・1
行生薬89	ドラッグイレブン薬局行橋店	行橋市西宮市四丁目2番20号	R 4・1・1
直生訪17	訪問看護ステーションかなで	直方市大字感田527-4	R 3・4・1

福岡県告示第165号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 4 年 3 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
直生歯23	行實歯科医院	直方市大字下境4123-7	R 4・1・1

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
柳生96	柳川すぎ病院	柳川市三橋町高畑263-1	R 3・12・31

飯生180	廣畑クリニック	飯塚市西町2-87 センタービル いづか	R3・11・30
宗遠生23	浦野のりこ整形外科医院	遠賀郡水巻町頃末北四丁目2-8	R3・12・31
柳生5	大熊泌尿器科皮膚科医院	柳川市本町131-4	R3・10・17
北生歯 147	つつみ歯科医院	糟屋郡須恵町大字須恵769-3	R3・12・31
粕生歯76	アロハ歯科 小児・矯正歯科 クリニック	糟屋郡粕屋町大字酒殿192-1 イオン モール福岡2階	R4・1・3
古生歯5	吉川歯科医院	古賀市花見南二丁目23-1	R3・12・31
糸島地生 歯46	みなと歯科クリニック	糸島市前原駅南二丁目2-1 JAポ ルタ2階	R3・12・31
直生歯48	あかま歯科クリニック	直方市大字感田1887番地13	R3・11・30
直生歯87	園田歯科医院	直方市大字植木228-8	R3・8・31
筑生薬42	山の井調剤薬局	筑後市大字山ノ井803-2	R4・1・1
大生薬 161	おおむた薬局	大牟田市宝坂町二丁目63-4	R3・12・31
直生薬90	プラナス調剤薬局	直方市湯野原二丁目15番16号	R3・11・30
飯生薬60	コスモス薬局	飯塚市西町2-87 センタービル いづか2階	R3・12・31
宗遠生薬 7	梅ノ木調剤薬局	遠賀郡水巻町樋口2-23	R3・12・16
宗遠生薬 9	みどり調剤薬局	遠賀郡水巻町吉田東二丁目11番11 号	R3・12・31
行生薬78	かわかみ薬局行橋厚生病院前 店	行橋市大字大野井619番6	R3・11・30

福岡県告示第166号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、休止していた指定医療機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	再開年月日
み生訪3	船小屋病院訪問看護ステーションほたる	みやま市瀬高町坂田91-1	R4・2・1

福岡県告示第167号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生290	医療法人須恵中央眼科	糟屋郡須恵町大字上 須恵1193-3	糟屋郡須恵町大字旅 石58番3	R4・1・1
行生薬11	調剤薬局クスリのよ こい	行橋市宮市町1-4	行橋市宮市町1-5	R3・12・13
小生訪5	ひばり訪問看護ステ ーション	小郡市祇園二丁目1 -17	小郡市小郡1246番地 1号	R4・1・12

福岡県告示第168号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のよ

うに告示する。

令和4年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
筑生マ242	山口 登喜雄（訪問マッサージすみれ）	筑後市大字蔵数30-17	R4・1・14
春生マ17	東野 愛（CAマッサージ施術所）	春日市日の出町六丁目20 ルヴェドゥソレイユ201	R4・1・1
飯生柔127	田中 裕麻（TotalBodyCareWING鍼灸整骨院）	飯塚市堀池184-5-103	R3・12・18
筑生柔29	佐藤 晋（ヒロシゲ整骨院）	筑後市大字蔵数500-59	R3・12・8
春生柔66	山澤 勝利（からだ&スポーツ整骨院）	春日市須玖南四丁目-117シューレス春日1F	R3・12・1
田川生柔58	江川 亘（鍼灸整骨院袖蓬庵）	田川郡川崎町大字田原2349	R4・1・20
飯生はき33	田中 裕麻（TotalBodyCareWING鍼灸整骨院）	飯塚市堀池184-5-103	R3・12・18
飯生はき34	櫻木 孝太（TotalBodyCareWING鍼灸整骨院）	飯塚市堀池184-5-103	R3・12・18

福岡県告示第169号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日

大野生マ32	山本 七恵（OFA療養サポートセンター）	大野城市中三丁目15-12	R4・1・1
中生柔46	齊藤 晃成（さいとう整骨院）	中間市大字岩瀬1-25-25	R3・10・31
福津柔生55	秋山 孝一（橋本スポーツ整骨院）	福津市日蔭野四丁目10-1	R4・1・31
粕生柔198	新宮 優一（堺整骨院 志免）	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-203	R3・12・24

福岡県告示第170号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から氏名（名称）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名（名称）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
朝倉生柔21	野村 元基（ときお整骨院） 朝倉市烏集院725-2	野村 元基（のむら整骨院） 朝倉市烏集院725-2	R4・1・13

福岡県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	八 女 香 春 線	八女市星野村13348番1先から 八女市星野村13348番3先まで

福岡県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	一般 国道	442号	前	八女市矢部村北矢部10291番1先から 八女市矢部村北矢部10368番5先まで	10.0 ～ 31.2	97.0
			後	八女市矢部村北矢部10291番1先から 八女市矢部村北矢部10368番4先まで	8.5 ～ 29.2	97.0

福岡県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	442号	八女市矢部村北矢部10291番1先から 八女市矢部村北矢部10368番4先まで

福岡県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	朝 倉 小 石 原 線	朝倉市佐田3876番2先から 朝倉市佐田3910番4先まで

福岡県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	朝 倉 小 石 原 線	朝倉市黒川1564番先から 朝倉市黒川1570番1先まで

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和4年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県団体内統合宛名システム更新及び移行業務委託

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業

年度分)、個人にあつては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票(様式第4号)

コ 営業概要表(様式第5号)

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等

シ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)

ス ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)

セ 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿)(様式第9号)

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの)

テ 返信用封筒(404円切手を貼付した長形3号封筒)

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号)092-643-3092(ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和4年3月7日(月曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける業務委託契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

福岡県団体内統合宛名システム更新及び移行業務委託

(2) 契約内容及び仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和4年10月31日まで

(4) 履行場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県企画・地域振興部情報政策課デジタル戦略推進室

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成29年4月福岡県告示第339号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、令和4年3月7日(月)までに本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和4年3月31日(木)現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	07	サービス業種その他(ソフトウェア開発)	AA

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている場合を除く。)
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(令和3年2月10日2総厚第17290号総務部長通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者
- (5) 過去に都道府県において、団体内統合宛名システムに関する設計、開発、構築及び1年以上の運用保守の業務を行った実績(受託者として実施したもの及び現在契約中のものを含む。)を有すること。
- (6) ISMS/ISO27001認証又はP(プライバシー)マーク認証を保有していること

。

5 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課デジタル戦略推進室地域デジタル化推進係(県庁行政棟6階)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3197

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 契約書作成の要否

要

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

この公告の日から令和4年3月18日(金)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 交付場所

5の部局とする。

10 入札参加申請書の提出

入札に参加しようとする者は、以下の方法により、「入札参加申請書」を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和4年3月28日(月) 午後5時00分

(2) 提出部局

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着)

(4) その他

- ア 入札参加申請をしない者は、本件入札に参加することはできない。
- イ 本件入札において提出された資料等は返却しない。
- ウ 入札参加申請後入札参加を辞退する場合は「入札辞退届」を5の部局に提出すること。
- エ 令和4年3月29日（火）までに5の部局の承認を得られない場合には、入札に参加できないものとする。

11 入札書

(1) 提出期限

令和4年3月31日（木）午後5時00分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

入札に参加する者は、入札書を持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）により、次のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。また、県の休日には受領しない。

ア 持参により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「4月1日開封＜福岡県団体内統合宛名システム更新及び移行業務委託＞に係る入札書在中」と朱書きすること。

イ 郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「4月1日開封＜福岡県団体内統合宛名システム更新及び移行業務委託＞に係る入札書在中」と朱書きすること。

(4) 注意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札書の記名・押印は、本県に登録している代表者本人（以下「入札者」とい

う。）の名前を記載し、入札者の印鑑を押印すること。

なお、入札手続を入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名・押印は当該委任状により委任された代理人（以下「代理人」という。）の名前を記載し、代理人の印鑑（私印）を押印すること。

ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止する場合がある。

12 開札

(1) 日時

令和4年4月1日（金）午前10時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟9階 情報政策課ミーティングルーム

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人の立ち会いの下に行う。この場合、入札者又はその代理人は名刺を持参すること。なお、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約希望金額の2割超に相当する金額）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約金額の2割超に相当する金額）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、12(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停

止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 予定価格の事前公表

無

17 その他

- (1) 落札者決定後、契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を契約締結時までに提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (2) 落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるため、契約締結時までに課税（免税）事業者届出書を提出すること。
- (3) この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定の一部として、政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページに掲載している。
(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)
- (4) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他、県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (6) 本業務は令和4年度福岡県当初予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては、業務内容を変更すること、または契約しないことがある。

(7) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

- (1) The name of a contract matter
Reconstruction of Fukuoka Prefectural Individual Identification Number Management System and Lift & Shift to a new virtual server
- (2) Time Limit of Tender
5 : 00 PM on March 31, 2022
- (3) Contact Point for the Notice
Digital Strategy Promotion Division, Information Policy Division, Policy Planning and Regional Development Department, Fukuoka Prefectural Office 7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan.
TEL 092 - 643 - 3197
FAX 092 - 643 - 3121

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町美咲三丁目639番1、639番65、645番3及び647番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡新宮町美咲三丁目8-23
森 祐次郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町大字志免字迎田1669番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡志免町向ヶ丘二丁目25-20 リバーサイド志免101号
高木 浩介

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和4年2月16日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ライフガーデン新宮中央
(2) 所在地 糟屋郡新宮町中央駅前一丁目5番地3外
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号 外5者	株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号 外5者

公告

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和 4 年 3 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和 4 年 3 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部生活衛生課に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 3 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市横田字古賀浦179番1及び179番4から179番18まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

田川市大字伊田3428番地

株式会社チェック・リーシング

代表取締役 佐々木 義人

公告

解散した清算法人 椎田小川池土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 3 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
大石 榮治	築上郡築上町大字岩丸2443番地 1
奥本 速雄	築上郡築上町大字奈古456番地
高橋 猷一	築上郡築上町大字水原406番地 1
久本 房雄	築上郡築上町大字坂本259番地
進 博義	築上郡築上町大字日奈古971番地
宮野 力夫	築上郡築上町大字椎田1158番地
宮野 葵	築上郡築上町大字湊360番地 1
渡邊 敏夫	築上郡築上町大字湊1179番地 9
木本 昌廣	築上郡築上町大字湊299番地
田原 静雄	築上郡築上町大字臼田642番地
宮内 諭	築上郡築上町大字高塚131番地 5
出口 義弘	築上郡築上町大字小原575番地
松田 洋一	築上郡築上町大字宇留津594番地
加来 雅美	築上郡築上町大字宇留津712番地
高橋 精一	築上郡築上町大字東八田379番地 1
福田 英男	築上郡築上町大字東八田884番地
今川 邦晴	築上郡築上町大字岩丸799番地 1

公告

令和 4 年度技能検定（前期）を次のように実施する。

令和 4 年 3 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の2から第64条の4まで及び第64条の6に定

めるところによる。

2 等級別職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（変圧器組立て作業及び配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業及び電気ぎ装作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業、インフレーション成形作業及び真空成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業及び吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、化学分析（化学分析作業）、貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業及びマシニングセンタ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級

溶射（肉盛溶射作業）、路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工事作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料

実技試験手数料については、令和4年4月1日（金曜日）に県公報及び福岡県職業能力開発協会ホームページ（<https://www.fukuoka-noukai.or.jp/>）にて公表する。

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
令和4年6月7日（火曜日）から同年9月11日（日曜日）までの間において、別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ福岡県職業能力開発協会に掲示する（ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しない。）。

掲示による公表は、令和4年5月31日（火曜日）から行う。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右

欄に掲げる場所において行う。

検 定 職 種	実 施 日	場 所
(ア) 3級 園芸装飾、造園、機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、ブロック建築、舞台機構調整及びフラワー装飾	令和 4 年 7 月 10 日 (日曜日)	福岡県職業能力開発協会が指定する場所
(ア) 1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、化学分析及び塗装	令和 4 年 8 月 21 日 (日曜日)	
(イ) 3級 金属熱処理	令和 4 年 8 月 28 日 (日曜日)	
(ウ) 単一等級 産業洗浄		
(ア) 1級及び2級 機械加工、鉄工、めっき、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工及び貴金属装身具製作	令和 4 年 9 月 4 日 (日曜日)	
(ア) 1級及び2級 園芸装飾、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾	令和 4 年 9 月 4 日 (日曜日)	
(イ) 単一等級 溶射及び路面標示施工		

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号 813-0044 福岡市東区千早五丁目 3 番 1 号 福岡人材開発センター 2 階 電話 092-671-1238 番）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会に交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手 140 円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取

り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便又は宅配便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、令和 4 年 4 月 4 日（月曜日）から同月 15 日（金曜日）まで（午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで）受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、令和 4 年 4 月 15 日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、技能検定に合格した受検者の受検番号を、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行う。

3 級に係るもののうち一部のものについては令和 4 年 8 月 26 日（金曜日）、その他の等級等については令和 4 年 9 月 30 日（金曜日）に発表する。

(2) 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、1 級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2 級及び 3 級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号 813-0044 福岡市東区千早五丁目 3 番 1 号 福岡人材開発センター 2 階 電話 092-671-1238 番）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 電話 092-643-3603 番）に対して行うこと。

公告

令和 4 年度技能検定（随時実施）を次のように実施する。

令和 4 年 3 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の3から第64条の5までに定めるところによる。

2 実施職種（作業）

随時 2 級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業及び非鉄金属鋳物鋳造作業）、機械加工（普通旋盤作業及びフライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（段ボール箱製造作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（カーペット系床仕上げ工事作業、銅製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、銅橋塗装作業及び噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

随時 3 級及び基礎級

さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業及び非鉄金属鋳物鋳造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業及び靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業及び石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、銅製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷

工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 18,200円

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
令和4年4月1日(金曜日)から令和5年3月31日(金曜日)までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する(ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しない。)

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
令和4年4月1日(金曜日)から令和5年3月31日(金曜日)までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書(実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。)を福岡県職業能力開発協会(郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番)へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会で作

る。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便又は宅配便によること。

(2) 受付期間

ア 受検の申込みは、試験実施(予定)日の30日前までの間、随時(午前9時00分から午後5時00分まで)受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定の合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、合格証書の交付をもって行う。

(2) 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(3) 合格証書

技能検定(随時実施)の合格者には福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会(郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番)又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課(郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3603番)に対して行うこと。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の

防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社タグチ

(2) 所在地

北九州市八幡東区春の町一丁目6番23-803号

(3) 代表者

代表取締役 田口 守

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和4年2月14日

4 処分の理由

事業者は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニの規定に該当し、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至った。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第40号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和4年3月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和4年4月21日（木） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第41号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するの

で、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和4年3月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和4年4月15日（金） 午後1時30分～午後4時30分	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署
令和4年4月22日（金） 午後1時30分～午後4時30分	筑後市大字山ノ井338番地 筑後警察署 会議室	筑後警察署
令和4年4月29日（金） 午後1時30分～午後4時30分	行橋市中央一丁目1番2号 行橋警察署 会議室	行橋警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第42号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和4年3月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和4年5月12日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各18名
令和4年5月19日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和4年5月12日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	各15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第43号

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、福岡武道館の管理、運営に関する規則等の一部を改正する規則（案）について、令和 3 年 9 月 21 日から同年 10 月 20 日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第 41 条第 1 項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和 4 年 3 月 1 日

福岡県公安委員会

1 規則の題名

福岡武道館の管理、運営に関する規則等の一部を改正する規則（令和 4 年福岡県公安委員会規則第 5 号）

2 規則の公布の日

令和 4 年 3 月 1 日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったが、様式の文言を一部変更の上、規則を制定することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部警務部警務課に備え置く。

福岡県公安委員会規則第 5 号

福岡武道館の管理、運営に関する規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 4 年 3 月 1 日

福岡県公安委員会

福岡武道館の管理、運営に関する規則等の一部を改正する規則

（福岡武道館の管理、運営に関する規則の一部改正）

第 1 条 福岡武道館の管理、運営に関する規則（昭和 54 年福岡県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中

収入
確認印

を

収入
確認者

に改め、「㊟」を削る。

様式第 4 号中「㊟」を削る。

（福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正）

第 2 条 福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則（平成 13 年福岡県公安委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 号中「㊟」を削る。

（福岡県迷惑行為防止条例施行規則の一部改正）

第 3 条 福岡県迷惑行為防止条例施行規則（平成 27 年福岡県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 5 号中「㊟」を削る。

（福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正）

第 4 条 福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 8 年福岡県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 5 号まで、様式第 7 号及び様式第 9 号中「㊟」を削る。

様式第 11 号中「住 所

氏 名

㊟」を

「住 所

氏 名

」に改める。

様式第 15 号中「㊟」を削る。

（利用カード等自動販売機営業の届出等に関する規則の一部改正）

第 5 条 利用カード等自動販売機営業の届出等に関する規則（平成 14 年福岡県公安委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「印」を削る。

（福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部改正）

第 6 条 福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成 25 年福岡県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第1号(その1)中「㊟」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

様式第2号及び様式第3号中「㊟」を削り、これらの様式の注中2を削り、3を2とする。

様式第9号、様式第10号、様式第12号、様式第13号及び様式第15号中「㊟」を削る。

(福岡県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第7条 福岡県暴力団排除条例施行規則(平成22年福岡県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第3号から様式第5号まで、様式第7号、様式第8号、様式第11号の2、様式第11号の3、様式第13号、様式第14号、様式第16号から様式第18号まで及び様式第24号中「㊟」を削る。

(福岡県公安委員会積明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第8条 福岡県公安委員会積明の機会の付与に関する規則(平成24年福岡県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

様式第4号中
「住所
氏名 ㊟」を

「住所
氏名」に改める。

様式第6号、様式第8号及び様式第9号中「㊟」を削る。

(福岡県道路交通法施行細則の一部改正)

第9条 福岡県道路交通法施行細則(昭和47年福岡県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第1号の備考を次のように改める。

備考 申請者の氏名は、申請者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。

様式第3号の備考を削る。

様式第10号、様式第12号、様式第14号、様式第15号及び様式第20号から様式第29号までの規定中「㊟」を削る。

様式第30号の(表)中「㊟」を削り、同様式の(裏)中

「 年 月 日 「 年 月 日
氏 名 ㊟」を氏名」に、
「住民票等による住所、氏名及び生年月日の確認 警察署確認者 ㊟」を
「住民票等による住所、氏名及び生年月日の確認 警察署確認者」に
改める。

様式第31号及び様式第33号中「㊟」を削る。

様式第36号中「㊟」を削り、
「受付者印」を「受付者」に、「係員氏名」を「係員(押印又は署名)」に改める。

様式第42号及び様式第43号中
「受付者印」を「受付者」に改める。

様式第44号中「㊟」を削る。

様式第54号中
「受付者印」を「受付者」に、「係員氏名」を「係員(押印又は署名)」に改め、「㊟」を削る。

様式第56号中
「受付者印」を「受付者」に改める。

様式第57号から様式第59号までの規定中「㊟」を削る。

様式第60号中
「受付者印」を「受付者」に改める。

様式第61号中

受付者印

 を

受付者
(押印又は署名)

 に、「係員氏名」を「係員（

押印又は署名）」に改め、「㊟」を削る。

様式第62号から様式第64号までの規定中

受付者印

 を

受付者
(押印又は署名)

 に

改める。

様式第67号中「㊟」を削る。

（福岡県公安委員会関係福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則の一部改正）

第10条 福岡県公安委員会関係福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則（平成24年福岡県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第6号、様式第7号、様式第11号、様式第12号及び様式第14号から様式第16号までの規定中「㊟」を削る。

（福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部改正）

第11条 福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則（平成18年福岡県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第4号の（裏）中「住所、氏名、電話番号を記入し、押印の上」を「所定の事項を記入し、記名押印又は署名の上」に改める。

様式第5号中 「氏名 _____ ㊟」 を

「氏名 _____
（記名押印又は署名）」 に改める。

様式第7号の（裏）中「住所、氏名、電話番号を記入し、押印の上」を「所定の事項を記入し、記名押印又は署名の上」に改める。

様式第8号中 「氏名 _____ ㊟」 を
「氏名 _____
（記名押印又は署名）」 に改める。

様式第11号中「氏名 _____ ㊟」を「氏名 _____」に
、「あて」を「宛て」に改める。

様式第13号中「あて」を「宛て」に改める。

様式第14号中「あて」を「宛て」に、「氏名 _____ ㊟」を
「氏名 _____」に改める。

様式第14号の2中「氏名 _____ ㊟」を
「氏名 _____」に、「あて」を「宛て」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和4年3月1日から施行する。
（経過措置）
- この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県警察本部告示第12号

筑豊自動車運転免許試験場技能試験コースの使用許可手続等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月1日

福岡県警察本部長 野村 護

筑豊自動車運転免許試験場技能試験コースの使用許可手続等に関する規程
の一部を改正する告示

筑豊自動車運転免許試験場技能試験コースの使用許可手続等に関する規程（平成28年3月福岡県警察本部告示第21号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和4年3月1日から施行する。